

岐阜県立加納高等学校同窓会会則

[名 称]

第1条 本会は岐阜県立加納高等学校同窓会と称する。

[事務所]

第2条 本会の事務所を岐阜県立加納高等学校内に置く。

[目 的]

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校と連絡して、その発展を促進することを目的とする。

[会 員]

第4条 本会の会員は下記の通りとする。

通常会員

1. 旧岐阜県岐阜第二中学校、旧岐阜県加納高等女学校の卒業生、第四学年修了者であって上級学校に入学したもの。
かつて同校に在学したもので役員会の承認を得たもの。
2. 岐阜県立加納高等学校の卒業生およびかつて同校に在学したもので役員会の承認を得たもの。

特別会員

旧岐阜県岐阜第二中学校、旧岐阜県加納高等女学校、岐阜県立加納高等学校の旧職員、岐阜県立加納高等学校の現職員。

[役 員]

第5条 本会に次の役員を置く。

名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名

[係]

第6条 本会に次の係を置く。

幹事、会計、書記

[役員、係の任務]

第7条 役員および係の任務は次のとおりとする。

会長は本会を代表して会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

理事は本会の業務にあたる。

監事は本会の会計の監査にあたる。

幹事は理事を助けて本会の業務にあたる。

会計は本会の会計に関する事務を処理する。

書記は通信記録に関する事務を処理する。

[名誉会長]

第8条 名誉会長は学校長とする。

[顧 問]

第9条 本会に顧問・参与を置く。

顧問・参与は役員会にはかつて会長がこれを委嘱する。

顧問・参与は役員会に出席し、その諮問に応ずる。

[役員を選出]

- 第10条 役員および係は次の方法によって決定する。
会長、副会長、監事は総会で選出する。
理事、会計、書記は会長の委嘱とする。
幹事は各学年各組にて互選し、会長がこれを委嘱する。

[役員任期]

- 第11条 役員任期は2か年とし、再選も妨げない。補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。任期が満了しても後任者が就任するまで前任者がその責めを負う。

[会 議]

- 第12条 会議は次の方法による。
定期総会は毎年7月に開催する。ただし都合により変更することができる。
必要ある時は臨時総会を開くことができる。
役員会、幹事会は会長が必要と認めるとき開催する。

[会 計]

- 第13条 1) 本会の会計は会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
2) 会費は経常費および特別用途の認定あるものの他は、これを本会基本金に編入する。
3) 本会会計は総会においてこれを報告するものとする。
4) 本会の会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

[会 費]

- 第14条 通常会員は入会の際、一定の会費を納入するものとする。

[会則の変更]

- 第15条 本会会則の変更は総会の決議を得るものとする。

[雑 則]

- 第16条 本会会員は住所身分に移動があった時は、その都度、本会事務所に通知するものとする。

[附 記]

- 第17条 昭和52年7月17日改正事項は同年5月1日より適用するものとする。
第18条 平成7年7月17日改正事項は同年5月1日より適用するものとする。
第19条 平成30年7月29日改正事項は同年5月1日より適用するものとする。